

小山水処理センター  
汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業

基本協定書（案）  
（変更版）

令和2年9月30日

小山市



削除又は変更しないものとする。ただし、同法第 107 条第 2 項第 1 号ロに定める事項及び同法第 140 条第 5 項但書に定める事項については、事業予定者の定款に定めてはならない。

- 4 事業予定者の設立に当たり、末尾当事者（乙）欄に（構成員）として記名押印する各社（以下「構成員」という。）はいずれも必ず事業予定者に出資するものとし、かつ、代表企業は、事業予定者の株主中で最大の出資額で出資するものとする。また、本事業の終了に至るまで、代表企業及び構成員以外の出資は認めないものとする。
- 5 代表企業及び構成員は、本事業の終了まで、その事業予定者に対する出資をいずれも当初出資比率のままに維持するとともに、代表企業の議決権保有割合が最大となるように維持するものとする。
- 6 前 2 項の定めにかかわらず、乙は、代表企業の議決権保有割合が最大となるように維持したうえで、甲の事前の書面による承諾を得て、代表企業及び構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法による事業予定者への資本参加を認めることができる。
- 7 乙は、本事業の終了まで、事業予定者に関し、次のとおり、本事業にかかる入札手続において行った提案事項（配当制限、内部留保及び監査手続を含むが、これらに限られない。）を遵守して事業予定者を運営するものとする。

(1) 【技術提案書に示された条件がある場合には、具体的に規定します。】

(2)

#### 第 4 条（株式の譲渡等）

乙は、本事業の終了に至るまで、事業予定者の株式を継続して保有するものとし、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有する事業予定者の株式を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしないものとする。

#### 第 5 条（業務の委託、請負）

- 1 乙は、事業予定者をして、本事業に関し、設計業務を【\_\_\_\_\_】に、建設業務を【\_\_\_\_\_】に、維持管理・運営業務を【\_\_\_\_\_】に、それぞれ請け負わせ又は委託させるものとする。
- 2 乙は、事業契約の締結後速やかに、前項の定めるところに従って請負又は業務委託を受けた各当事者（以下本条において「各当事者」という。）と事業予定者との間で、それぞれ請負契約、業務委託契約又はこれらに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、その契約書等の写しを甲に提出し又は事業予定者をして提出させるものとする。
- 3 各当事者は、それぞれ委託を受け又は請け負った各業務を誠実に遂行するものとする。
- 4 各当事者は、請負又は業務委託を受けた業務に関し、事業契約に基づき下請又は再委

託するにあたり、次条第2項第5号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人又は再受託者としてはならない。

- 5 各当事者は、その請負又は業務委託を受けた業務に係る全ての下請負人又は再受託者に、暴力団関係業者と当該業務に係る下請契約又は再委託契約を締結させてはならない。
- 6 各当事者が、第4項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人若しくは再受託者とした場合又は前項の規定に違反して下請負人若しくは再受託者に暴力団関係業者と当該業務に係る下請契約若しくは再委託契約を締結させた場合は、甲は、乙に対して、当該契約の解除（各当事者が当該契約の当事者でない場合において、各当事者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下この条において同じ。）を求めることができる。
- 7 前項の規定により甲が乙に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる乙の損害及び同項の規定により下請契約又は再委託契約が解除されたことによって生じる下請契約又は再委託契約の当事者の損害については、乙が一切の責任を負うものとする。

#### 第6条（事業契約）

- 1 乙は、本協定締結後、第3条で定めるところに従い事業予定者を設立のうえ、令和3年8月上旬を目途として、事業予定者をして本事業に係る事業契約を甲との間で締結せしめるものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、事業契約の締結前に、乙のいずれかが次の各号所定のいずれかに該当することとなったとき、甲は、事業契約を締結しないことができるものとする。
  - (1) 本事業に関し、乙のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙のいずれかに対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - (2) 本事業に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙のいずれか又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本協定又は事業契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつ

たとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本協定又は事業契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙のいずれかに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本事業に関し、乙のいずれか（その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙のいずれかが次のいずれかに該当するとき。
- ア 乙のいずれかの役員等（その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下アにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ウ 乙のいずれかの役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき
- エ 乙のいずれかの役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- オ 乙のいずれかの役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が暴力団関係業者であることを知りながら、当該暴力団関係業者と契約を締結したと認められるとき
- キ 暴力団関係業者を下請契約、資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき
- ク 甲が前条第6項の解除を求め、乙が正当な理由なくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）

- (6) その他、理由の如何を問わず、本事業に係る入札手続において定められた入札参加資格要件を欠くに至ったとき。
- 3 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。
- 4 乙は、甲と事業予定者との事業契約の締結と同時に、別紙1の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するものとし、また、乙以外の事業予定者の株式の保有者（もしあれば）全員から別紙2の様式による誓約書を徴求して、甲に提出するものとする。
- 5 乙は、(i)第2項第(1)号から第(4)号までに該当することとなったときは、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の100分の20に相当する金額の違約金を、(ii)第2項第(5)号又は第(6)号に該当するときは、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の100分の10に相当する金額の違約金を、甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、当該乙の賠償義務も連帯義務とする。
- 6 乙が前項の規定による違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した金額を遅延損害金として、甲に支払わなければならない。この場合において、その計算方法は、年365日の日割計算とする。

#### 第7条（準備行為）

- 1 事業契約締結前であっても、乙は、自己の責任及び費用負担において本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。
- 2 乙は、事業契約締結後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を事業予定者に承継させるものとする。

#### 第8条（事業契約の不調）

事由の如何を問わず事業契約が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

#### 第9条（有効期間）

- 1 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、事業契約の全てが終了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。
- 2 前項にかかわらず、事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が

確定した日をもって本協定は終了するものとする。

- 3 前各項にかかわらず、本協定の終了後も、第6条第5項及び第6項、前条、第11条、第12条並びに第13条の定めは有効に存続するものとする。

#### 第10条（解除）

前条第1項の定めにかかわらず、事業契約締結後に、乙のいずれかが第6条第2項各号所定のいずれかに該当することとなったとき、甲は、本協定を解除することができるものとする。なお、第6条第5項及び第6項に基づく違約金及び遅延損害金の請求は、本条に基づく解除を妨げないものとする。

#### 第11条（権利義務の譲渡等の禁止）

乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

#### 第12条（秘密保持等）

- 1 甲及び乙は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
  - (1) 開示の時に公知である情報
  - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
  - (3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
  - (4) 開示の後に守秘義務を負うことなく第三者から合法的に入手した情報
  - (5) 秘密情報によらずに独自に開発した情報
  - (6) 甲及び乙が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
  - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
  - (2) 法令に従い開示が要求される場合

- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
  - (4) 甲又は乙と守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合
  - (5) 事業予定者に対して資金提供を行う金融機関及びその弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等に開示する場合
- 4 乙は、本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、甲の定める諸規定を遵守するものとする。
- 5 甲及び乙は、**第3項**の定めるところに従い秘密情報を第三者に開示する場合には、当該第三者が法令上守秘義務を負う場合を除き、当該第三者に対し前各項と同様の秘密保持義務を課すものとする。
- 6 甲は、前各項の規定にかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

#### 第13条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、宇都宮地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第14条（誠実協議）

本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。



以上の証として、本基本協定書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和●年●月●日

(甲)

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市

下水道事業管理者 小山市長 浅野 正富 印

(乙)

(代表企業)

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者名] 印

(構成員)

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者名] 印

(協力企業)

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者名] 印



(代表企業)

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者名]

印

(構成員)

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者名]

印

誓約書の様式

令和●年●月●日

小山市

下水道事業管理者 小山市長 浅野 正富 殿

誓 約 書

当社／私は、本日現在、(事業予定者)の株式●株を保有しています。当社／私は、当該株式を譲渡する場合には、事前に小山市の承諾を得るものとし、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、小山市に提出します。

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者名]

印